

常滑市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市規則第46号

常滑市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

常滑市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年常滑市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「様式第 1 号」の次に「。以下「申請書」という。」を加える。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第 9 条第 2 項第 2 号の規定により排水設備等の新設等の工事を申請しようとする者は、前項に規定するもののほか、排水設備承認申請書の指定工事人名欄に記載された者が他の市町村長から指定を受けた者であることを証する書類を申請書に添付しなければならない。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（排水設備の軽微な工事）

第 2 条の 2 条例第 9 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める軽微な工事とは、排水設備の施設を変更しない補修程度の工事をいう。

第 3 条第 1 項中「、排水設備工事完了届」を「、排水設備等工事完了届」に改め、同条第 2 項中「、排水設備工事完了届」を「、排水設備等工事完了届」に、「排水設備工事検査済証」を「排水設備検査済証」に改める。

第 4 条中「、排水設備使用開始（休止、廃止、再開）届」を「、下水道使用開始等届」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、給水装置を設置している場合における排水設備の使用の休止又は再開の届出は、常滑市水道事業給水条例（平成10年常滑市条例第 1 号。以下「給水条例」という。）第21条の規定による水道の使用中止又は第16条の規定による給水の申込の届出をもって、当該届出とみなす。

第 7 条第 1 項中「、常滑市水道事業給水条例（平成10年 3 月 26 日条例第 1 号。以下「給水条例」という。）」を「給水条例」に改める。

様式第 3 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

排水設備等工事完了届

年 月 日

常滑市長 殿

住 所

申 請 者 氏 名

電 話 番 号

工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

確認年月日 (承認年月日)	年 月 日
確認番号 (受付番号)	第 号
設置場所	常滑市 番地
完了年月日	年 月 日
施工業者	所在地 名称 代表者氏名 電 話

様式第4号（第3条関係）



様式第5号（第4条関係）

下水道使用開始等届

年 月 日

常滑市長 殿

住 所
使用者 氏 名
電 話 () -

下水道の使用開始等について、次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	年 月 日 <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 廃 止 <input type="checkbox"/> 再 開
使 用 場 所	常滑市
確 認 番 号 (受 付 番 号)	第 号
使 用 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水、井戸水の併用 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
汚 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 家庭用汚水 <input type="checkbox"/> 工場用汚水 <input type="checkbox"/> 営業用汚水 <input type="checkbox"/> 官公庁用汚水
汚 水 排 出 量	日最大 立方メートル 月平均 立方メートル (営業用・工業用の場合のみ記入してください。)
使 用 人 数 (井戸使用の場合)	
※給水装置種別番号	<input type="checkbox"/> 専用栓 第 号 <input type="checkbox"/> 共用栓
※下 水 番 号 (集 排 番 号)	第 号
※特 記 事 項	

※印の欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の常滑市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。